

徴用工問題の解決と日韓関係の改善に向けて(下)

——川上詩朗弁護士に聞く

徴用工をはじめ戦時中の朝鮮半島からの強制動員問題に関し、韓国大法院が日本企業に対して戦時中に強制動員された元徴用工への損害賠償の支払を命じた判決(2012年、2018年10月・11月)について、川上詩朗弁護士に読み解いていただき、この問題の本質から解決への道筋と今後の日韓関係の改善まで多岐にわたりお話をうかがいました。412号に掲載した「徴用工問題の解決と日韓関係の改善に向けて(上)」に引き続き、後半をお届けします。

(JCLU会員・弁護士 神谷 延治)

——日本政府並びに韓国政府はこれまでどのような解釈をとってきたのでしょうか。

日本政府は、国家と個人を区別した上で外交的保護権と個人賠償請求権を分けて論じてきました。例えば、サンフランシスコ平和条約には戦争から生じたすべての「請求権を放棄」と書かれています。原爆訴訟では、この「請求権を放棄」ということの意味について、原告は、国家の外交的保護権のみならず被害者個人の賠償請求権も放棄されて消滅したという理解を前提に、原爆により被った被害の補償を米国ではなく日本政府に求めました。これに対し、日本政府は、「請求権を放棄」というのは、あくまでも外交的保護権を放棄したものであり、個人賠償請求権は消滅していないという主張を展開しました。サンフランシスコ平和条約に関する請求権を巡るこのような解釈は、例えば日中共同声明や日韓請求権協定でも同じように行われていました。ところが、その見解はその後少し変化することになります。すなわち、韓国人や中国人の戦後補償裁判において、原告の訴えを退ける理由とされてきた「国家無答責の法理」や「時効・除斥」の論点が徐々に克服されてくる中で、2000年代あたりから日本政府は、個人賠償請求権は消滅していないがそれは裁判上救済されない権利であるという主張を展開するようになります。個人賠償請求権は消滅していないということは維持しつつ、裁判上救済されないということを加えるように日本政府の見解が変遷し、今日に至っています。

他方、韓国はそれとは逆で、当初は外交的保護権のみならず個人賠償請求権も含めて全て消滅したという考え方でした。

つまり、日本では個人賠償請求権は消滅してい

ないといい、韓国では消滅しているというように、「ねじれ現象」が生じていました。ところが、1990年代中頃から、韓国政府の見解も外交的保護権は消滅したが個人賠償請求権は残っているというように変わりました。

今回の大法院判決の多数意見は、徴用工被害者の慰謝料請求権は、日韓請求権協定の対象外であるという解釈を示しています。そのため、慰謝料請求権に関しては、外交的保護権も個人賠償請求権も残っていることになり、韓国政府のこれまでの見解よりもさらに一步踏み込んだものになっています。韓国政府は、大法院判決後に司法判断を尊重すると述べていますから、少なくとも慰謝料請求権の外交的保護権に関する解釈については、従来韓国政府の見解が変わる可能性があります。

——裁判はどのような経過を辿りましたか。

韓国の大法院判決の原告の多くは、韓国での裁判の前に日本で裁判を起こしています。日本の裁判はすべて原告敗訴です。韓国の裁判は、日本製鐵徴用工事件の場合、ソウル中央地方法院で原告の請求棄却、ソウル高等法院で控訴棄却となりました。ところが、2012年6月の大法院判決で破棄差戻しとなり、差戻し後のソウル高等法院では原告の請求が認容され、2018年10月の大法院判決で企業側の上告棄却となり、ソウル高等法院の原告勝訴の判断が維持され確定しました(表「韓国での徴用工裁判の経過」(412号表1を再掲)参照)。

なお、差戻し後のソウル高等法院の原告勝訴判決に対して、2013年に企業側が大法院に上告してから2018年の判決までの5年近く、裁判が進まない状態が続きました。それは、朴槿恵前大統領が大法院に働きかけをしたのではないかと、

韓国では行政による司法介入が問題視されていません。

——韓国では2012年と2018年の大法院判決においてどのような判示がなされましたか。

いずれの判決においても、①日本の裁判所の判決の効力が韓国の裁判に及ぶか、②戦前の旧企業と戦後の新企業の同一性が認められるか、③本件請求権が日韓請求権協定2条により消滅したか、④消滅時効は認められるか、⑤損害賠償額はいくらか、ということが争点になりました。この中で中心的な争点は③でした。問題とされている請求権が慰謝料請求権であることを前提として、反人道的な不法行為に基づく慰謝料請求権が日韓請求権協定2条1項の「請求権」に含まれるか、仮に含まれるとして「完全かつ最終的に解決」したとされることの意味が問題となりました。

前述のように(412号7頁「日韓請求権協定の考え方」参照)、2018年の大法院判決の多数意見は、慰謝料請求権は日韓請求権協定2条1項の「請求権」に含まれないとして外交的保護権も個人賠償請求権も残っていると判示しました。これに対し、個別意見は、「請求権」に含まれるとした上で、「完全かつ最終的に解決」したとされることの意味について、外交的保護権は消滅したが、個人賠償請求権は消滅していないという見解でした。反対意見は、個別意見と同様に「請求権」に含まれ、また、外交的保護権は消滅したが、個人賠償請求権は消滅していないとしながら、司法的救済はされないという見解でした。

2012年の大法院判決は、慰謝料請求権は対象外であるという判断を述べた後に、「その上」として、対象内であるとしても外交的保護権のみ放棄し個人賠償請求権は残っているという判断も併せて行っており、その二つの判断の関係が少しわかりにくいものでした。しかし、2018年の大法院判決の多数意見では慰謝料請求権が対象外であるという判断一本にまとめられましたので、その点において整理されたと思います。

また、2005年の民官共同委員会は、日韓請求権協定の対象外のものとして「日本軍慰安婦問題等、日本政府・軍等の国家権力が関与した反人道的不法行為」という類型を示していました。ここでは、

「国家権力が関与した反人道的不法行為」に慰安婦問題が含まれることが明記されていますが、徴用工問題は明記されていませんでした。そのため、「等」の中に徴用工問題が含まれるのかが議論されていました。

この点、2012年の大法院判決は、「国家権力が関与した反人道的不法行為」という類型に、「植民地支配と直結した不法行為」という類型を加えることによって、日韓請求権協定の対象外とされるものの範囲を拡張しました。そして、2018年の大法院判決では、2012年に拡張された部分を踏襲した上で、「不法な植民地支配および侵略戦争の遂行に直結した反人道的な不法行為」に基づく「慰謝料請求権」が、日韓請求権協定の対象外であるということが明確に示されました。すなわち、官民共同委員会の見解では必ずしも明確でなかった点が、2018年の大法院判決で明確に整理されたといえます。

——韓国の大法院判決で日本製鉄及び三菱重工の敗訴が確定しましたが、日本企業が支払いに応じない場合、この判決はどのように執行されるのでしょうか。

現に被告財産が差し押えられ、売却許可の申立てが認められ、被告に送達する段階にきています。ただし、日本の外務省が裁判所からの通知の受領を拒否していることにより送達手続に時間がかかっていると聞いています。送達がされれば、あとは換価処分がされるという段階にあり、その時期はもうそろそろ来るのではないかとされています。

海外でも強制執行をやらうと思えば出来るわけですが、その場合に執行判決が必要になります。日本で行う場合には、日本の裁判所は原告を敗訴させていますので、日本で執行判決を得るのはハードルが高いのではないかと思います。

——大法院判決を受けて、日本政府及び韓国政府は、強制動員問題に対してどのような対応をとるべきでしょうか。

法治主義の観点から見ると、適正な裁判手続を経た判決ですので、被告である日本企業はこの判決に従い、賠償金を支払うというのが本来のある

べき姿なのではないかと思えます。原告と被告との間で見解の違いがあるとしても、裁判手続においてそれぞれの主張・立証が尽くされて司法府の判断が示されている以上、被告である日本企業はそれに従い履行すべきですし、日本政府はそれを妨げるようなことをすべきではありません。

また、今回の大法院判決を受けて、原告以外の被害者を含めて、強制動員問題の全体解決に向けた取り組みを行うべきです。原告である被害者は数人ですが、原告と同様の被害を受けた被害者は他にもいます。それらの被害者も原告と同じように救済されずに放置されている状況にあります。このことに対して、日韓両政府は、被害者や被害実態に誠実に向き合い、解決を図るという姿勢をとるべきです。

日本政府が企画した労務動員計画により強制動員され強制労働させられたわけですから、日本政府が関与していることは否定できません。その法的責任は日本政府にあります。また、過酷な労働を強いてきたのは日本企業ですから、日本企業も法的責任を負うといえます。

他方、強制動員被害者が救済されずに放置されているような事態は、日韓請求権協定で徴用工問題を曖昧にしたまま終わらせたことに起因しています。そこには韓国政府も関与しています。韓国国内では徴用工被害者に対して一定の限られた補償措置が採られていますが、大部分の徴用工被害者は救済されずに今日まで放置されてきています。それらのことに対して、韓国政府も道義的・政治的責任を負っていると思えます。

それとともに、根底にある植民地支配の問題についても、日韓両国の市民の歴史認識を深めるための取り組みも行うべきだと思います。具体的には、例えば日韓会談や植民地時代における資料の公開、未払賃金に係る供託金に関する情報公開、厚生年金関係記録の情報公開、植民地支配の記録の開示など、強制動員問題の解決に向けて協力し合えることはいくつもあるので、そうしたことも積極的に行うべきではないかと思えます。

——訴訟への対応のほか、日本企業等が共同で基金(財団)を設立するという提案もなされていますが、その内容と検討すべき課題について教えてください。

強制動員被害者全体を救済するための方策について、現在様々な議論がなされていますが、解決のために押さえるべきポイントがいくつかあります。

まず、徴用工問題の本質は人権問題である以上、いかなる国家間合意であっても被害者が受け入れるものであり、かつ、国際的な人権保障水準を充たすものでなければ真の解決にはならないということです。「被害者中心アプローチ」と言われているものです。では、被害者が求めている解決要求事項は何か。それは、加害の事実を認めて謝罪する、謝罪の証として賠償する、この事実と教訓を次世代に継承するという3つの事項です。この中で一番重要であり、出発点に位置づけられるのは事実を認めて謝罪するということです。人権侵害の事実が認められて、初めて、その被害者の救済の問題が生じるからです。そして、事実を認めて謝罪することができるのは、日本政府と日本企業しかありません。少なくとも、このことを行うことは日本政府と日本企業が解決のために果たすべき責任であり役割であると思えます。

これらの要求をどのように実現するのか、その具体的な形式はいろいろとあると思えますが、その一つの形式が財団による解決だと思えます。例えば、日本企業が事実を認めて謝罪し、その謝罪の証として資金を拠出して基金や財団を創設する、あるいは創設された財団に資金を拠出する。財団として行うべき事業は、一つは被害者に対する賠償ないしは補償の事業です。もう一つは、例えば、真相究明のための情報公開、慰霊碑を建立し毎年被害者や遺族を招聘して慰霊式典を行うことなど、事実や記憶を次世代に継承していく未来事業などが考えられます。

財団により解決する場合に、財団を誰がどのような形で設立するのか、その財団の資金を誰が拠出するのか、事業目的は何かなど、いくつかの検討すべき課題があります。現実的に難しいのは、補償の対象者となる被害者の範囲と認定の問題や、一人あたりの補償金の金額などです。なかなか難しい問題を抱えています。まず「被害者中心アプローチ」の立場から協議を始めることが重要です。

——ドイツにおいて、ナチス・ドイツによる強制連行事件を解決するために、フォルクスワーゲ

ンなどの企業やドイツ政府が基金（「記憶・責任・未来」基金）を設立し、日本においては、中国人強制連行事件に関して西松建設が基金（西松基金）を創設しましたが、基金による解決は企業にとってどのようなメリットがありますか。

一つは、法的安定性が確保できることです。前述のように、個人賠償請求権が残っているのであれば、最終的な解決のためにはそれを消滅させることが必要になります。それを消滅させることができるのは被害者個人です。そのために、基金から補償金を受け取る時に被害者個人が請求権ないしは訴権を放棄することを確約してもらうことが必要です。このような措置が訴訟原告以外の被害者も含めて行われることにより、企業としては訴訟リスクを回避することができます。

もう一つは、企業の社会的・国際的評価が高まるというメリットがあるのではないのでしょうか。今日、大企業は、国際的に人権保障の分野において指導的役割を果たすべきことが期待されています。国連グローバル・コンパクトでは、「人権擁護の支持と尊重」、「人権侵害への非加担」、「強制労働の排除」などが謳われています。そこでは、特にグローバル企業は世界各国にサプライチェーンを構築する中で人権侵害が認められた場合、企業がそれを正すよう働きかけるなど人権保障の分野において指導的役割を果たすことが期待されています。「ビジネスと人権に関する指導原則」も基本的に同じ考えに基づいていると思います。企業が人権保障の分野において真に指導的役割を果たすためには、単に現在における人権課題のみならず、過去において自らが関わった人権課題に対しても誠実に向き合い解決することも必要であり、それが企業価値そのものを高めることにもなると思います。

西松建設や三菱マテリアルは基金により中国人の強制連行・強制労働の問題を解決しましたが、問題解決に向けた取り組みを通じて、被害者側が企業を受け入れつつあります。これは貴重な先例といえるのではないのでしょうか。

——徴用工をはじめ強制動員問題の解決、さらには未来志向的な日韓関係を築くために求められることは何でしょうか。

日韓両国の市民が、国境を越えて、国民同士の中でどれだけお互いのことを理解し、かつ信頼し合う関係を築き上げていくことができるのかが課題だと思います。それは、一つの人権問題の解決に向けて協働して取り組むことにより育まれてくるのではないかと思います。そのプロセス自体が非常に重要だと思います。最初のスタートラインには認識の違いがあり、そのことに気がつくところから始まるわけですが、そのプロセスを通じてお互いの理解が深まります。しかも課題と一緒に取り組み、議論を重ねることで悩みも共有できます。その中でお互い苦労しながら取り組んでいる姿が見えると、おのずと信頼が生まれてきます。この信頼が積み重なり、様々な分野でそれが強固になることが、未来志向的な日韓関係を築く礎になるのではないかと思います。私自身、この間、日韓両国の弁護士や市民の方々と協力しながら解決に向けた取り組みを重ねてくる中で実感していることです。

(完)

表 韓国での徴用工裁判の経過

三菱広島 徴用工事件	日本製鐵 徴用工事件	三菱名古屋 勤労挺身隊事件	不二越 勤労挺身隊事件
2000.5.1 釜山地方法院提訴			
	2005.2.28 ソウル中央 地方法院提訴		
2007.2.2 釜山地方法院敗訴			
	2008.4.3 地方法院敗訴		
2009.2.3 釜山高等法院敗訴	2009.7.16 ソウル高等法院 敗訴		
2012.5.24 大法院差戻判決	2012.5.24 大法院差戻判決		
		2012.10.24 光州地方法院提訴	
2013.7.30 釜山高等法院勝訴	2013.7.10 ソウル高等法院 勝訴	2013.11.1 光州地方法院勝訴	2013.2.14 ソウル 中央地方法院提訴
			2014.10.30 ソウル中央地方法院 勝訴
		2015.6.24 光州高等法院勝訴	
2018.11.29 大法院勝訴	2018.10.30 大法院勝訴	2018.11.29 大法院勝訴	
			2019.1.8 ソウル高等法院 勝訴

出典：「徴用工裁判と日韓請求権協定」（現代人文社、2019年）より引用（再掲）